様式第十を次のように改める。

様式第10（第７条第１号関係）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第３条第１項第６号に係る高分子化合物製造・輸入申出書

１．新規化学物質の名称	
２．新規化学物質の構造式（不明の場合はその製法の概略）	
３．新規化学物質の数平均分子量	
４．新規化学物質の重量平均分子量	
５．新規化学物質の単量体単位のモル比	
６．新規化学物質の単量体単位の重量比	
７．新規化学物質の外観	
８．新規化学物質の用途	
９．新規化学物質の純度及び不純物	
10．その他参考となるべき事項	

備考
１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２．別紙として以下の書類を添付すること。
(1)試験サンプルの純度、不純物及びその含有量
(2)試験サンプルを構成する単量体の名称及び官報公示番号等、単量体単位のモル比及び重量比
(3)物理化学的安定性試験結果、酸・アルカリ溶解性試験結果
(4)水・有機溶媒溶解性試験結果
(5)分子量分布、分子量1,000未満成分の含有量等
(6)懸念官能基等の有無
３．法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
４．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第７条第１号の規定により、上記のとおり申し出ます。

年　月　日

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　印
住　所

厚生労働大臣
経済産業大臣　殿
環　境　大　臣

連絡担当者：部署　　住所　〒
氏名　　電話　（　）

様式第十一を次のように改める。

様式第11（第８条第１号関係）

低生産量新規化学物質の審査の特例申出書

年　月　日

厚生労働大臣
経済産業大臣　殿
環　境　大　臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　印

住　所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第８条第１号の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

１．用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
２．新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第３条第１項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
３．申出に係る新規化学物質が法第５条第１項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
４．法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
５．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。